

独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案要綱

第一 基金の設立

一 振興会は、平成二十一年度の一般会計補正予算（第1号）により交付される補助金により、平成二十年三月三十一日までの間に限り、次に掲げる業務に要する費用に充てるためにそれぞれ次に定める基金を設けるものとする。こと。（附則第二条の二第一項関係）

1 第十五条第一号に掲げる業務のうち先端的な研究の総合的かつ計画的な振興のための助成に係るもの及びこれに附帯する業務 先端研究助成基金

2 第十五条第三号に掲げる業務のうち有為な研究者の海外への派遣に係るもの及びこれに附帯する業務 研究者海外派遣基金

二 先端研究助成基金又は研究者海外派遣基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、それぞれこれらの基金に充てるものとする。こと。（附則第二条の二第二項関係）

三 先端研究助成基金及び研究者海外派遣基金の運用に関し、通則法第四十七条等の規定を準用すること。

（附則第二条の二第三項関係）

四 振興会は、先端研究助成基金及び研究者海外派遣基金を廃止する場合において、これらの基金に残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならないものとする。こと。（附則第二条の二第四項 関係）

第二 業務方法書

一 文部科学大臣は、通則法第二十八条第一項の規定による業務方法書（第一の一の1に掲げる業務（先端研究助成基金をこれに必要な費用に充てるものに限る。以下「先端研究助成業務」という。）に係る部分に限る。）の認可をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術会議の意見を聴かなければならないものとする。こと。（附則第二条の三第一項 関係）

二 文部科学大臣は、通則法第二十八条第二項の規定により、業務方法書（先端研究助成業務に係る部分に限る。）に記載すべき事項に係る文部科学省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術会議の意見を聴かなければならないものとする。こと。（附則第二条の三第二項 関係）

第三 中期目標及び中期計画

一 文部科学大臣は、通則法第二十九条第一項の規定により、中期目標（先端研究助成業務に係る部分に限る。）を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術会議の意見を聴かなければならないものとする。〔附則第二条の四第一項関係〕

二 文部科学大臣は、通則法第三十条第一項の規定による中期計画（先端研究助成業務に係る部分に限る。）の認可をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術会議の意見を聴かなければならないものとする。〔附則第二条の四第二項関係〕

第四 区分経理

振興会は、先端研究助成業務及び第一の一の2に掲げる業務（研究者海外派遣基金をこれに必要な費用に充てるものに限る。以下「研究者海外派遣業務」という。）について、それぞれ特別の勘定を設けて経理しなければならないものとする。〔附則第二条の五関係〕

第五 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用

振興会が先端研究助成業務又は研究者海外派遣業務として支給する資金に関し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律を準用すること。〔附則第二条の六関係〕

第六 国会への報告等

一 振興会は、毎事業年度、先端研究助成業務及び研究者海外派遣業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に文部科学大臣に提出しなければならないものとする。〔附則第二条の七第一項関係〕

二 文部科学大臣は、報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならないものとする。〔附則第二条の七第二項関係〕

第七 過料

第一の三の規定に違反して先端研究助成基金及び研究者海外派遣基金を運用した振興会の役員は、二十万円以下の過料に処するものとする。〔附則第二条の八関係〕

第八 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。